

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及びその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の名称又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(定款等又は公書)	予定価格	契約金額	進捗率	再就職の役員の数	公益法人の割合			備考	当該事業(見直し対象はその内容)	継続支出の有無
											公益法人の区分	国認定、新選定	応札・応募者数			
環境省	令和2年度優良産廃処理業者の情報発信に関するシステム改修業務	環境省大臣官房会計課長 大隈 一貴 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和2年9月25日	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 東京都港区西千代1-1-18	2010005018786	環境省においては、産業廃棄物の適正処理が推進されるよう排出事業者が優良処理事業者を容易に選択できる環境の整備を推進してきた。平成10年には廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号、以下「廃棄物処理法」という。)第13条の1に基づき、全国唯一の適正処理推進センターに財団法人(当時)産業廃棄物処理事業振興財団(以下、「産廃振興財団」という。)を指定し、産廃振興財団において、産廃処理業者に関する情報収集、事業者への情報提供等を行うこととされた。産廃振興財団は適正処理推進センターとして、平成11年度(厚生省(当時)から補助金の交付を受け、インターネット上で産廃処理業者の検索が可能となる「産廃処理業者情報検索システム(さいばいじん)」を開発した。また、平成23年には、環境省が管轄した「優良さいばいセンター」(優良さいばいセンター)の管理を委託し、同サイトを産廃情報ネット(さいばいじん・優良さいばいナビ)と統合し、民間団体が有する優良認定業者を含む産廃処理業者に関する情報等の収集・提供を行う唯一のシステムとして運用を行っている。 このように、産廃処理業者に関する情報は「産廃情報ネット」により詳細情報を発信してきていたところであるが、「産廃処理制度の見直しの方向性(意見具申)」(平成20年2月14日中央環境審議会)において、「将来的には(略)全てのマニフェスト情報及び許認可情報が電子化され、IT技術の活用による効率的・効果的なシステムを構築することも期待される。」と明記された。この内容を具体化するために設けられた「平成30年度産廃物分野の情報の電子化に向けた検討会」において検討を行い、環境省が許認可情報を管理するに所有している「産廃振興財団行政情報システム」と産廃振興財団が所有する「さいばいじん」のデータを連携させ、許認可情報の統合・一元管理、公開仕組等を構築することとされた。 「さいばいじん」の改修・改称に当たっては、現行システムの公開・保守を維持しながら、膨大なデータ(連携前:約6千社、連携後:約11万社)を扱うことが可能なシステムに改修するための要件定義、クラウド環境の構築やサーバー・ネットワーク等の改修のための設計を行う必要があるが、これを実施するために現行システムの日々の閲覧状況や運用・保守状況に関する詳細かつ多岐にわたるデータをシステム保有者が、入手する必要がある。また、現行システムには、「さいばいじん」発行者の担当者に関する個人情報(氏名、電話番号、メールアドレス等)が含まれており、これらは産廃振興財団が、パスワードの転送等に限られた目的のために提供を受けたものであり、入札等により選定された事業者に貸与できるものではない。そのため、本業務は産廃振興財団の管理監督の下、最新のIT技術を有する者に設計・開発等を再委託して実施することが妥当である。	-	21,780,000	-	公社	国認定	1	産廃物の処理及び清掃に関する法律により、契約相手が特定される	有		
環境省	令和2年度電子マニフェスト普及拡大事業委託業務	環境省環境再生・資源循環局長 森山 隆二 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和2年10月26日	公益財団法人日本産廃物処理事業振興センター 東京都千代田区二番町3番地	8010005018905	本委託業務は、電子マニフェストシステムの普及促進に関する各種事業を集中的に行うことにより、電子マニフェストの利用割合を向上させ、産廃物処理システムの透明化を図るとともに都道府県等の産廃物処理の監視業務の合理化や不適正処理の原因究明の迅速化を図ることを目的とするものである。上記に係る業務を履行するに当たっては、電子マニフェストに関して幅広い豊富な知識を有した者でなければならないこと。公益財団法人日本産廃物処理事業振興センター(以下「JVセンター」という。)は、産廃物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号、平成10年12月29日改正)の「産廃情報センター」及び「電子マニフェストシステムの運営、管理及びシステムに係るプログラム、データの作成等を行っている。また、同法第12条の5の規定等により、電子マニフェストの業務を行うことができる情報処理センターとして指定されているJVセンターのみとなっている。電子マニフェストシステムの開発に当たっては、システムの運用・保守を行いつつながら、限られた期間内に設計・プログラムの開発を進捗させる必要がある。また、最新の機能を有する高性能なシステムとするため、システムを詳細かつ正確かつその仕様部分を知っているJVセンターの管理監督の下、最新の技術を有する者に設計・開発等を再委託して実施することが妥当である。 また、電子マニフェストの普及促進については、特定の産廃物業者を多量に排出する者に対し電子マニフェストの使用を義務付けられた(令和2年4月1日施行)ことや新型コロナウイルス感染症拡大防止等の観点から、電子マニフェストの普及拡大を強力に推進する必要があるが、これらの業務を行うことができるのは、電子マニフェストシステムの機能の詳細を知っているJVセンターのみとなっている。 以上のことから、平成18年8月25日付財務大臣通知「公共調達適正化について」(財計第2017号)の1。(2)「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」のイ(イ)法令の規定により、契約の相手方が「一に定められているものに準ずるものと認められるため、本業務の請負者として相応しい唯一の団体として産廃振興財団と随意契約を行うものである。」	-	69,960,000	-	公社	国認定	1	産廃物の処理及び清掃に関する法律により、契約相手が特定される	有		
環境省	令和2年度中国をはじめとしたアジア地域でのコペアット型大気汚染対策推進委託業務	環境省大臣官房会計課長 小野 洋 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和2年4月1日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山021-08番地1	8021000091882	特殊技術かつ多角的視点や解析等が必要不可欠な業務であるため	-	232,727,904	-	公財	国認定	1	平成30年度に「参加者確認公募方式による調達手続き」に基づき公募したところ、期限までに参加希望書類を提出した者は1名のみであり、審査の結果、応募要件を満たしていたことから会計法第29条の3第1項に基づき、随意契約を行った。なお、令和2年度においては「参加者確認公募方式による調達手続きについて」の中で、「契約前自己チェックの結果において参加希望書類を提出した場合には、応募要件を満たすと認められる者が一者しかおらず当該応募者との随意契約手続きに移行了場合は、次々年度までの間、審査審査の結果当該応募者と随意契約を行うことを認めるといふもの」とあることから、審査審査の結果承認されたので、平成31年度に引き続き本委託業務の契約相手方として公財地球環境戦略研究機関と随意契約したため。	有		
環境省	令和2年度環境放射線等モニタリング調査等業務	環境省大臣官房会計課長 角倉 一郎 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和2年4月1日	公益財団法人日本分析センター 千葉県千葉市稲毛区山王町295-3	6040005001380	本業務は、環境省が北海道利尻(国設放射性汚染測定所)等、全国10カ所の国設放射性汚染測定所に設置している環境放射線測定機器で収集した測定データ及び各測定所の周辺で採取した環境試料の検体分析結果を専用のデータベースに蓄積し、測定所及びその周辺ごとの放射線レベル並びにその変動パターンを把握することを目的とする。また、本業務によって得られた測定データのうち、大気降下物及び空間放射線(ガンマ線)線量率については、大気汚染防止法第22条第3項の規定に基づき放射性物質の汚染監視の測定データとしても使用することとする。 従って、本業務の請負者については、これらの目的を達成するため、放射線の測定・分析について、以下の各事項の要件を満たしていることが必要である。 (1)技術力に関する要件 ①採取した試料(大気降下物、降下物等)について、α濃度及びβ濃度による空中放射能濃度測定・分析並びに文部科学省放射能測定法シリーズ「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメリー」(平成4年改訂)に基づくγ線スペクトロメリーによる測定・分析ができる能力を有すること。なお、当該γ線スペクトロメリーによる測定・分析は、γ線スペクトロメリーによって測定できる全ての核種について測定・分析が可能であること。 ②採取した試料(大気降下物、降下物等)について、文部科学省放射能測定法シリーズ「放射性ストロンチウム分析法」(平成15年改訂)および同シリーズ「放射性セシウム分析法」(昭和49年改訂)に基づく放射能化学分析を実施する能力を有すること。 (2)業務執行体制に関する要件 ①空間放射線(γ線)線量率の24時間連続測定及び監視業務を実施し、これらの測定・監視結果について、評価(過去のデータや周辺で実施されている同様の測定によるデータとの比較)する能力を有し、その結果、発注者の要求に応じ報告できる体制を有すること。 ②①の項、これまでに蓄積された測定・分析結果について、過去の測定結果と比較して、傾向を把握した上で、その傾向の範囲内であるかどうかを確認するための評価を実施し、発注者の要求に応じ報告できる体制を有すること。 ③原子力規制庁が実施する環境放射能水準調査の測定結果を利用して、過去の測定結果と比較して、傾向を把握した上で、その傾向の範囲内であるかどうかを確認する評価を実施するための体制を有していること。 (3)業務実績に関する要件 ①広域にわたる複数の測定地点において、複数の測定機器による満3年以上の継続的な放射線及び放射性物質の常時監視業務を行った実績を有すること。 ②原子力事故等が発生した場合、政府からの要請に基づき緊急時対応を行った実績を有すること。 公益財団法人日本分析センターは、上記の要件の全てを満たしており、特に先般の北朝鮮による核実験等による影響把握等の緊急時対応については、放射線の空間放射線量率を常時モニタリングし、食料の検出を行っている。 このように当該要件を満たすのは、公益財団法人日本分析センターのみであるが、定期的(平成26年度、平成29年度及び令和2年度に実施)に、「参加者確認公募方式による調達手続きについて」(平成21年1月28日付環境省第090128003号:大臣官房会計課長通知)に基づき公募をかけている。結果として、提出期限までに参加希望書類を提出した者は公益財団法人日本分析センター1名のみであったことから、本業務について実施可能な契約相手は公益財団法人日本分析センター以外にない。	-	55,407,000	-	公財	国認定	1	令和2年度に「参加者確認公募方式による調達手続き」に基づき公募したところ、期限までに参加希望書類を提出した者は「公益財団法人日本分析センター」のみであり、審査の結果、応募要件を満たしていたことから契約相手方として公益財団法人日本分析センターと随意契約したため。	有		

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の名称又は名称及び住所	法人番号	随時契約によることとなった会計上の関係又は理由(金額競争又は否)	予定価格	契約金額	預利率	再契約の役員の数	公益法人の場合		備考	点検結果 (見直し等を含む内容)	
											公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分		点検/応募者数	見直し の有無
環境省	令和2年度北西太平洋地域行動計画活動推進業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房企画課長 角倉 一郎 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和2年4月1日	公益財団法人日本環境環境協力センター 東京都山手区高野山5-5	523005000125	本業務は、北西太平洋地域における海洋及び沿岸の海洋環境保全・管理・開発のための行動計画(以下「NOWPAP」という。)活動を支援するため、改良されたNOWPAP富栄養化状況評価手順書をもとに、これまでもより広範囲の海域を対象とした衛星クロロフィルによる予備評価及びその検証に必要な高山海域モニタリング調査の実施、人工衛星による観測データの番号変換・処理システム構築管理を行うものである。さらに、人工衛星リモートセンシングを活用した漁場マッピングを行い、漁場の保全・再生のための基礎情報構築に資することとする。 NOWPAPは、国際的な高い国際環境の環境保全のため、国連環境計画(UNEP)のひとりであり、1994年(平成6年)9月に韓国で開催された第1回政府間委員会において、我が国、中国、韓国及びロシアの4か国により日本海及び東海を対象として採択され、その後各種プロジェクトが進められている。1998年4月の第4回政府間委員会において、全プロジェクトの実施に責任を持つ、活動を推進していく地域活動センター(RAC)の設置が決定され、我が国においては、リモートセンシングや衛星リモートセンシング技術を活用して海洋環境を評価し、管理するためのツールを作成することを目的とした「特殊モニタリング」沿岸環境評価に関する地域活動センター(以下「CEARAC」という。))が設置されることとなった。 両政府間委員会において、海洋環境モニタリングに必要な特殊モニタリング、リモートセンシング、環境影響評価、コンピュータサイエンスなど、様々な科学分野の熟練者や専門家を有している公益財団法人日本環境環境協力センターがOEPAとして指定(第4回政府間委員会レポート(別添7))され、今に至るまでその活動を継続してきている。 以上のことから、平成18年8月25日付財務大臣通知(財計第2017号)における1.(2)競争性のない随時契約によらざるを得ない場合のうち、イ(ロ)条約等の国際的取決めに伴い、契約の相手方が「定められているもの」及び会計法第29条の3第4項に規定される「契約の性質又は目的の性質又は目的の性質」に該当するため、本業務の契約相手方として、公益財団法人日本環境環境協力センターと随時契約を締結するものである。	18,825,150	-	公財	国認定	1	本業務は、「条約等の国際的取決めに伴い、契約の相手方が「定められているもの」に該当するため、契約の性質又は目的の競争性がない等として、契約相手方は「公財」日本環境環境協力センターである必要があるが、引き続き随時契約によらざるを得ない。	有		
環境省	令和2年度アジア水環境パートナーシップ事業調査業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房企画課長 角倉 一郎 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和2年5月21日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108番地11	802100500182	国際的なパートナーシップ事業における各国政府からの信頼および実績を有しており、円滑かつ確実に各国政府との連絡調整及び参加国における調査・分析等を行う能力を有することが必要不可欠であるから	-	48,359,000	-	公財	国認定	1	令和2年度に「参加者確認公募方式による調達手続書」に基づき公募したところ、期限までに参加希望者情報提出した者は1名(公益財団法人地球環境戦略研究機関)のみであり、審査の結果、応募要件を満たしていたことから契約相手方として公益財団法人地球環境戦略研究機関と随時契約したもの。	有	
環境省	令和2年度脱炭素社会実現のための都市関連連携事業委託業務(横浜市とダムの都市関連連携による脱炭素社会形成支援事業(環境10年計画策定支援および省エネルギー事業(経産省)))	支出負担行為担当官 環境省大臣官房企画課長 角倉 一郎 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和2年8月18日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	8021005000182	令和2年度脱炭素社会実現のための都市関連連携事業委託業務公募要項に基づき公募を行い、応募のあった20件の中から外部専門家等よりなる令和2年度脱炭素社会実現のための都市関連連携事業委託業務評価委員会の審査を経て採択された。	-	20,000,000	-	公社	国認定	20	外部有識者の審査を経て採択された事業者である。	有	
環境省	令和2年度脱炭素社会実現のための都市関連連携事業委託業務(マレーシアにおける建築物の省エネ普及に向け脱炭素社会形成支援事業(クアラルンプール市))	支出負担行為担当官 環境省大臣官房企画課長 角倉 一郎 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和2年8月5日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	8021005000182	令和2年度脱炭素社会実現のための都市関連連携事業委託業務公募要項に基づき公募を行い、応募のあった20件の中から外部専門家等よりなる令和2年度脱炭素社会実現のための都市関連連携事業委託業務評価委員会の審査を経て採択された。	-	20,000,000	-	公財	国認定	20	外部有識者の審査を経て採択された事業者である。	有	
環境省	令和2年度教育環境整備推進業務(学習推進)リーダー養成研修業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房企画課長 角倉 一郎 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和2年8月26日	公益財団法人日本環境教育フォーラム 東京都目黒区三軒が通1-1-1	6011105004508	本業務に係る企画書審査委員会において企画書の審査・採点をを行った結果、当該業務の契約候補者として相応しいものと判断された。よって、公益社団法人日本環境教育フォーラムを本請負業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随時契約を締結した。	-	13,490,000	-	公社	国認定	1	契約方式を見直し、一般競争入札(総合評価落札方式)に移行。	有	
環境省	令和2年度国立公園満喫プロジェクト人材育成支援業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房企画課長 角倉 一郎 東京都荒川区西日暮里5-38-5	令和2年5月25日	公益社団法人日本環境教育フォーラム 東京都荒川区西日暮里5-38-5	6011105004508	本業務の実施に当たっては、人材育成に関する知識や自然地域での事業展開経験等に係る専門知識や技術等を必要とするが、平成30-31年度において、総合評価方式にて調達を実施し、いずれも一着応れとなり公益財団法人日本環境教育フォーラムと契約した。当該人材育成等の技術等を有する者が一着のみ又は複数者存在するかの確認する必要があるため、契約相手方の選定に当たっては、参加者確認公募方式を適用することとした。参加者確認公募方式を適用したところ、提出期限である令和2年4月2日(木)までに、参加希望書類を提出した者は公益社団法人日本環境教育フォーラム1名であった。提出された参加希望書類について、応募要件を満たしているか否かの審査を行ったところ、業務執行体制に関する応募要件を満たしていた。以上により、契約の性質又は目的が競争を伴わない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本請負業務の契約業者として、当該法人と随時契約を締結するものである。	-	20,950,000	-	公社	国認定	1	参加者確認公募方式を適用したが、応募は1名のみであったため、随時契約にて実施しているもの。	有	
環境省	令和2年度日中トキ生息保護協力業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房企画課長 大熊 寛 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和2年8月27日	公益財団法人日本鳥類保護連盟 東京都杉並区田中5丁目14番5号 3階 10番中ビル3号	1011305001870	本業務は、中国側が中国陝西省洋県及びキ程鎮鎮興センター等において、トキに関する各種調査を進める中国の現地専門家等に対する協力、中国におけるトキ野生復帰事業の調査分析・技術支援、中国へのトキの引き渡しにかかる事務その他を実施する。 本業務の実施に当たっては、 ① トキ保護増進事業計画、日中共同トキ保護計画及び日中トキ保護協力の経緯等について理解している者やトキの生態やそれを取り巻く生息環境等に関する経験及び知識を持つとともに、トキの保護に向けた科学的知見を持っている者や有していること。 ② 我が国とは体制・社会環境等の異なる中国における円滑な業務の実施を図るため、中国のトキ保護現場にかかわる団体、専門家等と緊密な人脈・ネットワークを有し、かつ十分な信頼関係が構築され、中国への遠征経験を有し、社会環境等にも精通した者を有していること。 ③ 絶滅の危にさらされている動物植物の種の国際取引に関する条約附則書11に該当する種かつ絶滅の恐れがある野生動物植物の種の保存に関する法律第4条第3号に規定する国内希少野生動物植物のうち鳥類の種の輸出入の手続き及び生体の運搬に関する業務や関連の実績を有していること。 を必要としているが、平成19年度から平成24年度まで参加者確認公募方式により、本業務の実施条件を満たす者を公募によって確認したところ、公益財団法人日本鳥類保護連盟以外の応募がなかった。その結果に基づき、平成25年度から平成26年度まで、本業務は公益財団法人日本鳥類保護連盟との随時契約により実施したところ、そこで令和2年度に改めて、当該技術、知見等の条件をすべて有する者が一着のみ又は複数者存在するかの確認する必要があるため、契約相手方の選定に当たっては、参加者確認公募方式を適用することとした。参加希望書類については、公益財団法人日本鳥類保護連盟一着のみから提出があった。 また、公益財団法人日本鳥類保護連盟は、トキを始めとする鳥類に関する専門家等が、平成7年度～平成10年度に中国への生息環境保護に関する調査協力業務及び平成11年度～令和元年度日中トキ生息保護協力業務を実施し、また、これまでわが国と中国とのトキ個体の交換の全てを実施しているため、上記の要件をいずれも満たしている。 よって、本業務を実施できる者は、公益財団法人日本鳥類保護連盟のみであると判断される。 以上により、契約の性質又は目的が競争を伴わない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本業務の契約業者として、公益財団法人日本鳥類保護連盟と随時契約を結ぶものである。	-	15,310,000	-	公財	国認定	1	令和元年度に参加者確認公募方式を適用したが、応募は1名のみであったため、令和2年度も引き続き随時契約にて実施した。	有	
環境省	令和2年度重要生態系監視地域モニタリング推進業務(陸生鳥類調査)	分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多様性センター課長 菅宮 和夫 山梨県富士吉田市大聖堂町4-1-1	令和2年4月1日	公益財団法人日本自然保護協会 東京都中央区新富1-9-23丸和ビル	1010705001646	参加者確認公募を終了3年目随契約	-	20,570,000	-	公社	国認定	1	平成30年度に自己点検に基づいて点検を実施した上で、参加者確認公募を行い、有効な応募者は1名であったため、令和2年度も引き続き随時契約にて実施した。	有	
環境省	令和2年度重要生態系監視地域モニタリング推進業務(海鳥調査)	分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多様性センター課長 菅宮 和夫 山梨県富士吉田市大聖堂町4-1-1	令和2年4月1日	公益財団法人山形県鳥類研究所 山形県山形市高野山115	2040005016886	参加者確認公募を終了2年目随契約	-	13,420,000	-	公社	国認定	1	平成31年度に自己点検に基づいて点検を実施した上で、参加者確認公募を行い、有効な応募者は1名であったため、令和2年度も引き続き随時契約にて実施した。	有	
環境省	令和2年度鳥類保護調査委託業務	分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多様性センター課長 菅宮 和夫 山梨県富士吉田市大聖堂町4-1-1	令和2年4月1日	公益財団法人山形県鳥類研究所 山形県山形市高野山115	2040005016886	当該団体は、我が国唯一の鳥類の専門研究機関として、また、権限調査に不可欠な「シッピング」技術を認定・普及する機関として、国際的な権限調査機関であるEuringに於いて我が国の権限調査機関として位置付けられるなどにより、海外において権限調査を実施する団体とネットワークを構築している国内唯一の団体であり、これに代わる団体は存在しない。	-	37,000,000	-	公社	国認定	1	権限調査に不可欠な「シッピング」技術を認定・普及する機関として、国際的な権限調査機関であるEuringに於いて我が国の権限調査機関として位置付けられるなどにより、他者への劣化は困難。	有	
環境省	令和2年度重要生態系監視地域モニタリング推進業務(里地調査)	分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多様性センター課長 菅宮 和夫 山梨県富士吉田市大聖堂町4-1-1	令和2年4月1日	公益財団法人日本自然保護協会 東京都中央区新富11-16-10Sトコビル2F	7010005016562	参加者確認公募を終了3年目随契約	-	31,570,000	-	公社	国認定	1	平成30年度に自己点検に基づいて点検を実施した上で、参加者確認公募を行い、有効な応募者は1名であったため、令和2年度も引き続き随時契約にて実施した。	有	

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の名称又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(金額競争又は公募)	予定価格	契約金額	預払率	再取組の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	
											公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札応募者数		見直し	締結支出の有無
環境省	令和2年度放射線健康管理・健康不安対策事業(福島県における甲狀腺検査の実施体制の強化に係る検査者育成)委託業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房環境保健部長 田原 克志 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和2年4月1日	公益財団法人原子力安全研究協会 東京都港区新橋5丁目18番7号	1010405009411	本業務においては、甲狀腺検査を適切に実施できる人材育成を体系的に進めるため、福島県内の医師及び技師に対して、講習会、甲狀腺超音波検査の実技研修、資格認定試験、資格更新可否を判断する委員会運営等を実施している。 令和元年度に実施した本業務については、「契約金額が1,000万円以上かつ「一者応札」かつ「預払率が極端な高さ(95%以上)」に該当し、契約前自己チェックシートを作成したところ、参加者確認公募手続の移行対象となったため、令和2年度の契約相手方の選定に当たっては、参加者確認公募方式を適用したところ。 有効な応募者は公益財団法人原子力安全研究協会1者のみであった。公募審査委員会において参加希望書類の内容を審査した結果、公益財団法人原子力安全研究協会は本業務の条件を満たしていると判断された。 このため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本業務の契約の相手方として、公益財団法人原子力安全研究協会と随意契約を締結するものである。	—	89,437,129	—	—	公財	国認定	1		平成31年度に自己点検表に基づいて点検を実施した上で、参加者確認公募を実施したが、有効な応募者は1者であったため、令和2年度は随意契約にて実施した。	有
環境省	令和2年度放射線健康管理・健康不安対策事業(福島県内における放射線に係る健康影響等に関するリスクコミュニケーション事業)委託業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房環境保健部長 田原 克志 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和2年4月1日	公益財団法人原子力安全研究協会 東京都港区新橋5丁目18番7号	1010405009411	本業務は、福島第一原発事故に伴う放射線健康影響等への不安に対し、住民を身近で支える相談員や自治体職員のリスクコミュニケーション活動を、科学的・技術的な面から支援する事業である。具体的には、福島県いわき市に「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」を設置し、自治体のニーズに基づき、研修会、住民セミナー、車載意見交換会、専門家の派遣等を行うものである。 令和元年度に実施した本業務については、「契約金額が1,000万円以上かつ「一者応札」かつ「預払率が極端な高さ(95%以上)」に該当し、契約前自己チェックシートを作成したところ、参加者確認公募手続の移行対象となったため、令和2年度の契約相手方の選定に当たっては、参加者確認公募方式を適用したところ。 有効な応募者は公益財団法人原子力安全研究協会1者のみであった。公募審査委員会において参加希望書類の内容を審査した結果、公益財団法人原子力安全研究協会は本業務の条件を満たしていると判断された。 このため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本業務の契約の相手方として、公益財団法人原子力安全研究協会と随意契約を締結するものである。	—	491,205,000	—	—	公財	国認定	1		平成31年度に自己点検表に基づいて点検を実施した上で、参加者確認公募を実施したが、有効な応募者は1者であったため、令和2年度は随意契約にて実施した。	有
環境省	令和2年度シマフクロウ保護増殖事業	分任支出負担行為担当官 北海道地方環境事務所副所長 田邊 仁 北海道釧路市幸町10丁目3番地	令和2年4月1日	公益財団法人日本鳥類保護連盟 東京都杉並区田3丁目54番5号室10田中ビル3階	1011305001870	本業務では、シマフクロウ保護増殖事業の一環として、本種の分布、生息ついで、繁殖状況等をモニタリングするとともに、巣立ち間近のヒナを捕獲し標識を装着することで個体を識別し、性別、行動圏、生息地の楽観に必要な基礎的な情報を収集することを目的とする。また、河川環境等の生息環境が改善するまでの暫定的な措置として給餌を行うとともに、繁殖に必要な樹洞のある大径木の代替としてシマフクロウ用の巣箱の設置等を行うものである。 本業務の実施にあたっては、シマフクロウの生態や生息情報に精通し、シマフクロウの繁殖等に影響を及ぼさないよう事業を実施することができる高い技術力と生態学的知見が求められる。 シマフクロウの生態・生息状況に精通する関係者との情報網を持ち、シマフクロウの生態に関して助言等を行う立場の専門家や、シマフクロウの行動予測を適切に行える技術者と密接に連携して業務を行うことが可能な者が1者のみ又は複数存在するかの確認が必要であるため、契約相手方の選定に当たって平成30年度に参加者確認公募方式を適用したところ、一者のみ応募があり、この1者は応募要件を満たしていた。また平成31年度の業務の実施に必要な特殊な技術等に変更はない。 以上の理由により、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、公益財団法人日本鳥類保護連盟と随意契約を締結することとする。	—	13,640,000	—	—	公財	国認定	1		自己点検表の項目3に基づいて点検を実施した。こちらについては参加者確認公募以外では実施出来ないこととなった。	有

「公益財団法人」、「特財」は、「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人」をいう。
 ※なく所定の業種を加えることその他所定の業種を加えることができる。